

稲城市立中学校の部活動における外部指導者配置事業実施要綱

令和 8 年 3 月 4 日
稲城市教育委員会教育長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、稲城市立中学校（以下「中学校」という。）における部活動の指導体制充実及び生徒の健全育成を図るため、稲城市立中学校部活動に関する方針（令和 7 年 10 月策定）に則り、地域人材を外部指導者 A（以下「外部指導者」という。）として配置するための必要な事項を定めるものとする。

(定義及び役割)

第 2 条 外部指導者とは、次の各号に掲げる要件を満たす者を指す。

(1) 第 4 条第 1 項及び第 2 項により、学校長が指導業務を委嘱した者であること。

(2) 所属職員（事務職員等を除く）以外の者であること。

2 この要綱において外部指導者とは、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 78 条の 2 に規定する「部活動指導員」に該当しない者を指し、中学校における部活動の指導業務をサポートする者であって、当該部活動における技術的な指導に従事する者をいう。

3 部活動とは、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加によって行われるスポーツ、文化芸術活動等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）をいう。

(資格要件)

第 3 条 外部指導者の資格要件は、当該学校の所属職員（事務職員等を除く。）以外の者で、スポーツや文化芸術活動等の指導に係る専門的な知識、技能及び学校教育に関する十分な理解を有する満 18 歳以上の者（高校生を除く。）とする。

(配置)

第 4 条 学校長は、外部指導者の配置を必要とする場合は、稲城市立中学校部活動外部指導者申込書（第 1 号様式）の提出があった者の中から、学校長が外部指導者として適任であると認めた者に限り、外部指導者配置承認申請書（第 2 号様式）をもって稲城市教育委員会に申請するものとする。

2 稲城市教育委員会は、前項による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査を行ったうえで、配置を承認する場合は外部指導者配置承認書（第3号様式）により、当該申請を行った学校長に通知するものとする。

（任期）

第5条 外部指導者の任期は、前条第2項の規定により承認を得た日からその日の属する1年度の末日までとする。ただし、任期終了後再度依頼することができる。

（職務）

第6条 外部指導者の職務は、次の各号のとおりとする。

- （1）スポーツや文化芸術活動等の指導においては、技能向上・競技力向上に向けた専門的実技指導を行うこと。
- （2）学校内での活動については、顧問教員等が在籍している場合に限り行うことができる。ただし、学校長が認めるときは、この限りでない。
- （3）学校外での活動については、顧問教員等が主な引率者として引率する場合に限り同行することができる。ただし、学校長が認めるときは、外部指導者が単独で引率することができる。
- （4）部活動において、生徒の安全を確保するとともに、健全な成長を支援し、生活習慣や人間関係等について適切な助言を行う。
- （5）いじめや暴力行為等の事案が発生した場合には、速やかに当該学校の顧問教員及び学校管理職に連絡する。
- （6）事故が発生した場合は、状況に応じて応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送を行い、速やかに当該学校の顧問教員及び学校管理職に連絡する。
- （7）稲城市教育委員会が指定する指導者研修を受講すること。

（遵守事項）

第7条 外部指導者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）部活動の範囲を逸脱する技術の指導、生徒の人格を傷つける言動及び体罰をしないこと。
- （2）職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その活動を退いた後も同様とする。

（解職）

第8条 外部指導者が次の各号に該当する場合は、解職する。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないとき。

(2) 外部指導者としての適格性を欠くとき。

(3) 学校長が、外部指導者の配置を行う必要がないと判断したとき。

(指導時間)

第9条 外部指導者の指導時間は平日1日2時間、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は3時間とする。なお、対外試合等の場合は、定められた時間内とする。

(謝礼)

第10条 学校長は、外部指導者への謝礼の支払いを申請するにあたって、実績報告書を稲城市教育委員会へ提出しなければならない。

2 一時間当たりの単価は、1,300円とする。

3 学校長は、謝礼の支払いの申請を四半期ごとに行うものとする。

4 教育委員会は実績報告書を確認した後、学校長より受理した日から1月以内に外部指導者へ謝礼を支払うものとする。

5 支払額の計算方法は、四半期ごとの合計時間で算出し、合計時間の1時間に満たない端数は30分未満切り捨て、30分以上切り上げで1時間とする。

6 外部指導者に対する謝礼は、毎年度予算の定めるところによる。

7 外部指導者が謝礼または旅費を辞退するときは、謝礼辞退申出書（第4号様式）を提出すること。

(外部指導者の旅費)

第11条 外部指導者が、関東大会等及び全国大会等の稲城市教育委員会が認める大会に同行する場合は、部活動交付金要綱第4条第1項第3号に基づき交通費及び宿泊費を支払うものとする。

(外部指導者の保険)

第12条 外部指導者が指導中に発生した事故等の補償については、稲城市教育委員会が別に定めるところにより加入した保険の範囲内でこれを補償する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 外部指導者の配置等に関する必要な行為は、この要綱の施行の日前においても、行うことができる。

第1号様式

稲城市立中学校部活動外部指導者申込書

年 月 日

ふりがな 氏名	
生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳) ※申込日現在
現住所	〒 【 連絡先 】 - -

親族等の関係	子 ・ 兄弟姉妹 ・ 親 ・ その他 ()
--------	------------------------

※親族の方で、申込を行う中学校に在籍する生徒又は勤務する教職員等がある場合は、関係性を記入してください。

指導が可能な種目	(例) バスケットボール、ソフトテニス
指導可能日 (曜日、時間帯等)	(例) 月曜日、火曜日、金曜日の16時～18時の間及び、日曜日の終日
資格	(例) 日体協C級スポーツ指導員 日本〇〇協会公認コーチ 等
スポーツ歴 (競技経験・指導実績)	
志望動機・自己PR	
部活動指導方針	(どのように部活動を指導していきたいかを具体的に記入してください。)

第2号様式

外部指導者配置承認申請書

年 月 日

稲城市教育委員会 殿

学校名 稲城第 中学校
校長

(公印省略)

記

以下のとおり、外部指導者を配置することを承認いただきたく申請します。

ふりがな 氏 名			
生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳) ※申込日現在		
現住所	〒 【 連絡先 】 - -		
任期	年 月 日 ~ 年 月 日		
部活動名		顧問教員名 (管理顧問教員名)	
指導可能日 (曜日、時間帯等)			
申請理由			
所有資格又は、スポーツ 等に関する履歴 (競技経験・指導実績)			
学校長所見			

外部指導者配置承認書

殿

年 月 日

稲城市教育委員会
教育長
(公印省略)

下記の者を、稲城第____中学校____部の外部指導者として、配置することを承認します。

記

1. 氏 名 _____

2. 生年月日 _____

3. 住 所 _____

4. 区 分 _____

5. 報 酬 額 _____ 円/時間

6. 期 間
自 年 月 日 ~ 至 年 月 日

7. 指導時間

外部指導者の指導時間は平日 1 日 2 時間程度、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は 3 時間程度とする。なお、対外試合等の場合は、定められた時間内とする。

8. 留意事項

上記の者は、稲城市立中学校の部活動における外部指導者配置事業実施要綱に従い、指導を行うこと。

年 月 日

謝 礼 辞 退 申 出 書

稲城市教育委員会 殿

住 所 : _____
氏 名 : _____
生年月日 : _____

私は、稲城市立稲城第 中学校部活動外部指導者の謝礼金を辞退いたします。

※備考

(注 1) 謝礼辞退者は、本紙を学校長へ提出すること。

(注 2) 学校長は、本紙を受理次第、稲城市教育委員会へ提出すること。